

令和 8 年 3 月 16 日
土 木 部 監 理 課

**代表役員が廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で起訴された
企業に対して指名停止措置を行いました**

有限会社三川電気の代表取締役が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の罪で起訴され、令和 5 年 1 月 7 日付で罰金の略式命令が確定したため、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領第 2 条第 1 項（別表第 2、第 14 号）により、下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

- 1 指名停止措置業者
有限会社 三川電気（東蒲原郡阿賀町）
- 2 指名停止
令和 8 年 3 月 16 日から令和 8 年 4 月 15 日まで（1 か月間）

※ 新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領第 2 条第 1 項（別表第 2、第 14 号）

措 置 要 件	期 間
14 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1 か月以上 9 か月以内

本件についてのお問い合わせ先
監理課建設業室 〔担当〕 佐藤、細川
(直通) 025-280-5839 (内線) 3202